

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 那須烏山市 (都道府県: 栃木県)
 本事業の担当部局名 まちづくり課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	那須烏山市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,800,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通</p> <p>本市では第2次総合計画において「安心できる子育てと健康な暮らしを支えあうまちづくり」を基本目標とし、若い世代が結婚や子育てに対して抱く希望がかなえられるよう地域全体で応援する意識を醸成するとともに、子育て支援を切れ目なく提供していく体制の充実を図ることで、子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりの実現を推進した。</p> <p>しかし、結婚適齢期年齢人口の減少や晩婚化による婚姻件数の減少、経済的な理由や結婚に対する価値観の変化による未婚率の上昇、そして、新型コロナウイルス感染症の影響等による出産控えを受け本市における出生数は大きく減少している。更なる結婚・出産を希望する方への支援や地域全体で子育てを支援していく仕組みの構築が重要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合計特殊出生率 平成30年1.44⇒令和3年1.19(△0.25ポイント) ・年間出生数 平成30年136人⇒令和4年91人(△45人) ・結婚率(令和4年) 那須烏山市2.7・全国平均4.1・県平均3.8 <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p><当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通</p> <p>本市では第3次総合計画において「未来につなぐ健やかな暮らしを支える」を基本目標とし、将来を担う子育て戦略として①結婚・出産へのサポート体制の充実、②安心して子育てができる環境づくり、③子育て世帯に対する相談・支援体制の充実の3つを総合的に推進していく。</p> <p><本個別事業の位置付け></p> <p>「那須烏山市第3次総合計画」において、未来につなぐ健やかな暮らしを支えるを基本目標に掲げ、本市の結婚支援を行うと共に、本市への移住定住の推進を図ることとしている。また、分野別計画では「子育て・健康・福祉・地域共生」に属することとしており、本事業については、この施策に位置づけられる。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 無							
※(注)3 【その他独自要件】							
<ul style="list-style-type: none"> ・他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 ・暴力団関係者ではないこと。 ・市税の滞納がないこと。 							

2. 申請見込

①新規世帯見込	4	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

①29歳以下 2世帯×60万円(補助限度額)=120万円
 ②39歳以下 2世帯×30万円(補助限度学)=60万円
 ①+②×1/2(補助率)=90万円
 新規事業であるが、29歳以下世帯を2世帯、39歳以下世帯を2世帯を想定している。新婚世帯からの申請状況により、追加要望及び予算措置を検討する。

(参考)

【令和5年度申請状況】

未実施		世帯
申請世帯数見込		世帯
～12月(実績)		世帯
1月～3月(見込)		世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	2 世帯 ×	600,000 円 =	1,200,000 円
(その他)	2 世帯 ×	300,000 円 =	600,000 円
		(継続補助)	
		合計	1,800,000 円

<積算>	
左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

チラシ等の配布(まちづくり課窓口等)、広報お知らせ版等掲載、市ホームページ掲載。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率		%	1.20 (R9)	1.19 (R3)
出生数		人	120 (R9)	91 (R4)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
合計特殊出生率				1.19 (R3)	
婚姻件数		件		64 (R4)	
婚姻率				2.7 (R4)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	-
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	-	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	-	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	栃木県公式ホームページ等に掲載予定。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内金融機関等にチラシを配布し、当制度の普及促進を図る。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③前年度の個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。